関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文目次

\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ
電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)(第七条関係)2	関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第百五十三号)(第六条関係)	関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)(第五条関係)	特別とん税法施行令(昭和三十二年政令第四十九号)(第四条関係)	とん税法施行令(昭和三十二年政令第四十八号)(第三条関係)8	関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)(第二条関係)	関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)(第一条関係)

○ 関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

4 法附則第七項に規定する政令で定める事項は、前項に規定する	行うものとする。	用機並びに自衛隊の船舶及び航空機とする。 「海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船及び公規定する政令で定める船舶及び航空機は、外国の軍艦及び軍用機第十三条の三 法第十五条の三第一項(特殊船舶等の入港手続)に(入港届の提出を要しない外国往来船等)	(申告の特例を適用しない貨物) (申告の特例を適用しない貨物)	改 正 案
4 噸税法施行規則(明治三十二年勅令第三百二十号)の一部を次	かかわらず、なお従前の例による。1・2 同上 にの帳簿の記載については、第四十三条又は第五十条の規定にいての帳簿の記載については、第四十三条又は第五十条の規定に1・2 同上	する。	(申告の特例を適用しない貨物) (申告の特例を適用しない貨物) (申告の特例を適用しない貨物)	現行

には 特定港及びその入港前に寄港しようとする港の港名とする。 戦略港湾に入港する日前百二十日以内に特定港を出港しない場合るまでの間に寄港した港の港名とし、当該外国貿易船が当該国際 特定港及び当該特定港を出港してから当 日以内に出港した北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港する日前百二十 又はヨーロッパ大陸 日 下この 本海 当該国際戦略港湾を出港してから最初に入港しようとする 項において「特定港」 を含む太平洋に面する地域を除 (ロシア という。] リング海 該国 < のうち最後に出港した 際戦略港湾に入港す を含む。 オホー ツク海及 0) 港

ように改正する。

第二条中「又ハ代理 店 を 又 ハ代理店 (歳 入代 理 店ヲ含ム)

に改める。

第五条中 関税 法 施 行 規 則 を 関 税法: 施行令」 に 改め

第六条 第五条の次に次の 噸税法第八条ニ規定スル 条を加える。 地域 左ニ掲グル 地域ト ス

東諸島ヲ含ム) 硫黄鳥島及伊平屋島並ニ北緯二十 七度以南 ノ南西諸 島 大

含ム) 孀婦岩ノ南ノ南方諸島 (小笠原群島 西之島及火山 列 (島)

沖ノ鳥島 及南 温鳥島

5 政協定の実施に伴う関税法等の 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行 臨時特例に関する法律施行令 (昭

[|]税 法 項中 第二条第一項中「登簿とん数」を「純トン数」に改め、 十七年政令第百二十五号)の (昭 「関税法 和二十九年法律第六十一号)第十五条第一項」 (明治三十二年法律第六十一号) 部を次のように改正する。 第十条」 に改める を「関第

第三条第四項中 「税関官吏」を「税関職員」に改める。

第六条中 「税関官吏」を 「税関職員」 に改める。

を「輸入の許可書の番号」 第八条第二項第二号中 「免許」を「許可」に、 に改め 同項第六号中「税関官吏」 輸入 免状番号

税関職員」に改める。

輸入の許可書の番号」 第十条第 号中 免許」 に改める。 を 許 可 に、 輸入免状番号」 を

第十二条中 免許 を 許可」 に改める。

に改める。 第十三条第 項中 「関税法第三十一条」を 「関税法第六十七条

6 する。 る政令 奄美群島の復帰に伴う国税関係法令 (昭和二十八年政令第四百七号) 0 適 0) 用 部を次のように改正 の暫定措置等に 関す

第六十三条」に改める。 第三十二条第二項第 第三十九条」を 「関税法 号中 「関税法 (昭和二十九年法律第六十一号) (明治三十二年 法律 第六十

一十八条中 「関税法第四十条」 を 「関税法第六 十六条」 に改

める。 第四 十 条第二項中 同 法第三十一条」 を 「同 法第六十 -七条」

五十九条第一項本文」に改める。 七条本文」を「関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第 関税法施行規則 (明治三十二年 勅 令第三百十九号) 第三

び第三十七条」 第四十五条第一 項本文」 に改め、 に改める。 同条第二項中 を 項中「関税法第三十二条」 「関税法施行令第五十八条 「関税法施行規則 本 第三十四条第 を 文及び第五 「関税・ 法 第六 十九条 項及 +

四十六条 削除 第四十六条を次のように改める。

第四十六条

第四十七条第二項 中 関 税法第十八 条第一 項 0 特 許 を 関

関税法第十条、 法第二十条第 第四十八条中第 条まで、 第二十 第十 項 0) 項を削 許可」 条、 条及び第四十条」 ŋ に改める。 第十三条、 第二項 \hat{O} 第十四条、 を「関税法第十五条第 項番号を削 第十七条から第 り、 同 条中

第五十条中第三号及び第四号を削り、 + 条まで、 第二十三条及び第六十六条」に改める。 第五号を第三号とし、 以

第十六条第一項、

第十七条、

第十八条第一

項、

第十九条から

7 下 糖消 号ずつ繰り上げる。 費税法施行規則 (治三十四年勅令第百六十九号) 0

部を次のように改正する。 領 を

施行令第五十八条」 第十八条第一 第二十四条中 項中「輸出免状」 「関税法施行規則第三十四条第一 に改める。 輸出 ノ許可書」 項」 を「関税法 に改め る。

許可書」 一十五条第 に改める。「日条第一項第一号及び第二号中 輸出 [免状] を 輸出

五 輸出に伴う還付金及びもどし税に関すること。	の 第九条第二項型 第二十二条第二 うに改正する。 第二十二条第二項型	「明	
、還付金及びもどし税に関すること。 地域、保税上屋、保税倉庫及び保税工場に関するが及び第五号を次のように改める。 (昭和二十七年政令第三百八十六号)の一部を次	「項中「輸出免状」を「輸出の許可書」に改める、「「輸出免状」を「輸出の許可書」に改める。	第	紀関職員」こ、「関兇法施行規則第三条及第次のように改正する。 中「輸出免状」を「輸出ノ許可書」に改める中「輸出免状」を「輸出ノ許可書」に改める

○ 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)(第二条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

つては、特例申告)の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告(特例申告貨物にあ項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)の軽減税率の適用第五十八条(前条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一(軽減税率の適用についての手続)	目次 日次 日本 日本	改正案
第五十八条 同 上 (軽減税率の適用についての手続)	目次 日次 日本 一〜九 同 上 十一 同 上 七十七条で定める規格のものに限る。)の屋根 板として使用するもの(幅が二・三メートル以上のものに限る 。)に限る。) 。)に限る。)	現行

関 長に 提 出 L な け れ ば な 5

- 予定数量並びにその制号に掲げるものを除く当該貨物(前条第七・二)(省一略) 予 号 ふく。こ号か 製 造の 造の予定期間。)から製造されて号から第九号まで、 る製 第 品 + \mathcal{O} 号及び第十二 \mathcal{O}
- 2 3

条の 付

第

五一に項例 七け貨物 五. 申告 号れば を は、 物 \mathcal{O} 十 帳 甲告貨物を除く。)については、第一号及び第二号に掲げる事号、第八号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる貨物(特別につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなの用途外使用の制限等)の軽減税率の適用を受けた者は、当該の用途外使用の制限等)の軽減税率の適用を受けた者は、当該の用途外使用の制限等)の軽減税率の適用を受けた者は、当該の用途外使用の制限等)の軽減税率の適用を受けた者は、当該の用途外使用の制限等)の軽減税率の第一項(軽減税率適用貨 用除 ば に 九簿 載は、 省 略することができる。 当該 五け 事 業場に当該貨物 の輸 入の 許 可 書を備える場合

一号に の品 該 同 [名、寸法、性能及び数量) 「条第十三号に掲げるものに係る場合にあつては、そのに掲げるものを除く。)から製造した製品の品名及び(物(第五十七条第七号から第九号まで、第十一号及び

2

油 \mathcal{O} 方 等 \mathcal{O} 指 定)

第 十で一規政 七 定 \mathcal{O} 定 令 ためる分留は 一のB及び で 定 条の 法 ためる分留性状の分留性状の 律 4令で定め 留性び 第 百 性状の試験方法は、それぞれ産び第二七一〇・二〇号の一のHの関表第分留性状の試験方法並びに同表第分留性状の試験方法、同表第二の別表第二七類の備考1の個か 八 + 五 号) 験類法 第二十 条 第 第 (a) 二 か 項 第二七から 産 $\left(\begin{array}{c} \end{array} \right)$ 日 業の

・3 同 上 。)から製造される製品の 造の予定期間 \mathcal{O} か 品名及びその予定数量: ら第十一号までに掲げ 並 る びに ŧ \mathcal{O} そ を の除

製

2 •

貨物の用いのを除り 物を除る 略することができる。は、当該事業場に当該 七け 五. 七号、第八号、10ればならない。 を除 十九条 、当該事業場に当該貨物の輪を除く。)については、第一号、第八号、第十二号及び第 につき次に掲げる事項用途外使用の制限等)除く。) について、決味を、第五十七条各具 備 付 \\ | | 五け ただし、 該貨物の輸入の許可書と情では、第一号及び第二号に掲げる事では、第一号及び第二号に掲げる貨物(特 て、法 等)の 項 び第十三号に掲げる貨物(特第五十七条第一号から第三号を記載した帳簿をその事業場 軽 減 税率の二 適用一 同 原で受け、 項(軽な 条 第 九 た者 減 合に 税 項 例まに は 率 掲 備え は、 の申 記告 当 用 省載貨第な該貨

<u></u> 5 匹 同上

同 上 掲げるものに係る場合にあつ 掲げるものに係る場合にあつ を除く。)から製造した製品 五. あつては、その製品の品名、製品の品名及び数量(同条第第七号から第十一号までに掲 日名、寸 i 掲 げ 法、号にの 法、 るも

2

(石) 試 方 等 0 指

十で一規政 七 で定める分留性状の一の一の日のB及び第1規定する政令で定め 政令で定めるA 七十二条 法の 法 分留性状の分留性状の 律 第 百 状の試験 八 と対る状 +表の 状の二 五 _ O 二七 号) 験 試 方法 試類 験 いたいたいたがたがの付えがの付えがの付えがの付えがの付えがの付えがの付えがの付えがの付えがの付えがの付えがの付えがの付えがの付えがの付えがの付えがのはがのはがのはがのはがの</l 万法は、それぞれぞの・二〇号の一の口脚方法並びに同表質 第二十 、 考 同 1 条第 表第二七版 項 を業標準化法 のBに規定 る第二七一〇 は第二七類の備表 日 B 七類(c) 本 産 ま で) • | | | | 規 法 定 に に (昭 る 1 規 の定 和 政 号 (c) す 二令のにる 規

第七十七条 同 上 (大型のコンテナの規格の指定)	第七十八条 (省 略) (大型のコンテナの規格の指定)
第七十六条 同 上 (細幅織物のうち引張強さ及び難燃性を有するものの指定)	
第七十五条 同 上定) ニール織物及びパイル編物のうち難燃性を有するものの指(シェニール織物及びパイル編物のうち難燃性を有するものの指	第七十六条 (省 略) 定) にシェニール織物及びパイル編物のうち難燃性を有するものの指
	置用ガス発生器とする。 電用ガス発生器とする。 電用ガス発生器とする。 第七十五条 法の別表第三六○三・○○号の一に規定する政令で定別をある。 は、エアバッグガス発生器、シートベルト引用の部分品の指定)
る。 石油製品残留炭素分の試験方法及び化学製品の蒸留試験方法とす石油製品残留炭素分の試験方法及び化学製品の蒸留試験方法、日本産業規格」という。)に定める石油の分留性状の試験方法、定する日本産業規格(第七十五条から第七十七条までにおいて「定する日本産業規格(第七十五条から第七十七条までにおいて「	る。

○ とん税法施行令(昭和三十二年政令第四十八号)(第三条関係)

	(
岩	泉邪子
Ġ	は女に
Έ	E 形 分
<	ٽ

のうち、京浜、大阪、神戸、名古屋及び四日市とする。 港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)別表第一に掲げる港湾 法附則第六項に規定する国際戦略港湾で政令で定めるものは、	1~3 (省 略) 1~3 (省 略) 水項に規定する国際戦略港湾と北アメリカ大陸(メキシコ以南の水項に規定する国際戦略港湾と北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)又はヨーロッパ大陸(ロシア(ベーリング海、オーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。)を含む。)の港との間の航路とする。	改正案
改める。 さ「とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)第十四条」に 第三条第二号中「噸税法(明治三十二年法律第八十八号)第六 第三条第二号中「噸税法(明治三十二年法律第八十八号)第六 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三	1~3 同 上 第十六条第一項中「第十七条」の下に「第一項」を加え、「又第十六条第一項中「第十七条」の下に「第一項」を加え、「又第十六条第一項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。	現行

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

3 2 1	
(省 略)	改正案
2 大蔵省組織令(昭和二十七年政令第三百八十六号)の一部を次のように改正する。 第十八条第一号中「とん税」を「とん税、特別とん税」に改める。 第十九条第二号中「とん税」を「とん税、特別とん税」に改める。 第十九条第二号中「とん税」を「とん税、特別とん税」に改める。 第十九条第二号中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。 第二条の見出しを「(とん税の軍隊の地位に関する法律施行令(昭和二十七年政令第百二十五号)の一部を次のように改正する。 第二条の見出しを「(とん税及び特別とん税」に改め、同条第二十八号)の一部を次のように改正する。 第二条の見出しを「(とん税及び特別とん税」に改める。 第二条の見出しを「(とん税及の間の安全保障条約第三条に基く行う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十九年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。 第十六条第二項中「とん税及び特別とん税」に改める。 「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。 「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。 「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。 「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。 「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。 「とん税」を「とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)」に改め、同条中にとん税」に改める。 「とん税」に改める。 「とん税」に改める。 「会に関する協定の実施に伴うに改正する。 「同法第九条第一項(とん税」の下に「及び特別とん税」に改める。 「日法第十八号)の下に「及び特別とん税」に改める。 「日法第十八号)の下に「及び特別とん税」に改める。 「日本国との、「日本国との、「日本国との、「日本国との、「日本国との、「日本国との、「日本国との、「日本国との、「日本国との、「日本国、「日本国との、「日本国、「日本国、「日本国、「日本国、「日本国、「日本国、「日本国、「日本国	現行

7 6 する。 令 担保)及び特別とん税法第七条第一項(担保)」に改める。ん税法第九条第一項(とん税の納付前に出港する場合の承認及び 号)第十二条「を加える。十四条」の下に「及び特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八十四条」の下に「及び特別とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)第 とん税」に改める。 百三十七号)の一 に改める。 目次中 第四十七条の見出しを「 第六章の章名中「関税及びとん税」を「関税、 に改める。 奄美群島の復帰に伴う国税関係法令の適用の暫定措置等に 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三 に改め、 (昭和二十八年政令第四百七号) 「関税及びとん税」 同条第一項中 部を次のように改正する。 「とん税」を「とん税及び特別とん税 (登録船舶に対するとん税等の免除等 を「関税、 の一部を次のように改正 とん税及び特別とん税」 とん税及び特別 関す

第十二条」を加える。

○ 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)(第五条関係)

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

2 (経済連携協定の規定に基づき経済連携協定の原産品とされるものの確認方法) (経済連携協定の規定に基づき経済連携協定の原産品とされるものの確認方法) 2 (省 略)	(経済連携協定) +四〜十八 (省 略) ・ という。)	改 正 案
(経済連携協定の規定に基づき経済連携協定の原産品とされるものの確認方法) (経済連携協定の規定に基づき経済連携協定の原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第六十一条第一項定だし書に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。)の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第六十一条第一項定だし書に規定する経済連携協定を記載方法)の規定に基づき経済連携協定の原産品とされるものの確認方法)	(経済連携協定) (経済連携協定) (経済連携協定) (経済連携協定)	現行

3 2 第 +五四三二 一力 条の四 輸入数量 チリ 省 省 ル 共和 · 共和国 の算出に係る政令で定める (省 玉 協定 協 略) 定 月 ○日 (当該経 せ、それぞれ をの我が国以 いて効 $3 \mid 2$ 第 5 4 協定の我が 生ずる日とする。 該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれに規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以法第七条の六第一項第一号に規定する政令で定める日は、同 十条の 크| 그| ㅡ| ずる日とする。 携協定の につき に規定する生 (輸入数 き、 法第七 法第. 規定 同同同 環太平洋包括: 環太平洋包括 欧州連合協 州連合協定 上面 それぞれ メリカ合衆 メリカ合衆国協 七 それぞれ当 我が 条の する生きて 条 が 量 上上上 同算出 0) 玉 六 以 玉 鮮 Ŧī. 当該 以 第 定 外 等 第 に保 国 的 外 0) 牛 的 及び 及び 該 0) 項 協 経済連携協定が当該締約国に 締 肉項 1 定 経 る豚又 た 定 約 又 第 る政令で定める日) 締 ただし 先進 先進 一済連携協定が当該締約国に 約国を原産地とするも 国 は 唇を原産 号に 冷凍牛肉であ へは豚肉 書に 的 的 協定 · 規 協 規定する政令 定 地 定 等であ する とするも 政令 0 て次に 0 て のに で のに 次に 定 で つい 定 係 掲 \otimes に係る輸入数量 掲げ つい める る げ る る経 輸 日 て効力を生 私済連携に関する る経済連 日 は、 当外項 同

4 五四三二一る定連 携協 0 る 几 うちニ 原豚項 産物等規 定 七 が地 二以上の経済連携協定が当該締約地とするものに係る輸入数量について効力を生ず等であつて次に掲げる経済連携協規定する政令で定める日は、法第規定する政令でにあいて読み替えて 条 つ協第て 約ず る日 き定の条用 玉 の条用 に (当 そ我のす 0 れが六る ****\ 該 ぞ国第法 T 効 経 れ以 済 当外項七 力 を生 連携路路

チリ ル 共 共和 和 国 国 協 協 定 定

]

とき

は、

当

該

日

 \mathcal{O} うち

最

ŧ 遅

1 日)

とする。

第 の証豚項本 十 とする。 券そ 三 発 肉 邦 に で号にけ \mathcal{O} 日 法第七 他 前 これで送り出れて送り出れることので ح れ 七お に 条い 類 類する書類に記載されている事の確認は、当該物品又は当該豚の差動日前において本邦に向け出された物品であること又は法出された物品があること又は法の三第二項第六号に規定する発 事項により は法第七条 発 物 第 動 品 送七日の発前確

第 たの二同 規十 郵物項条 法関定四輸 品及の第税すにび十六法る 便 にあつては当該蔵入れ申請等とし、同び第二十八条において「蔵入れ申請等、法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くこと等の承認)の法第四十三条の三第一項(外国貨物を法第四十三条の三第一項(外国貨物を法第四十三条の三第七項の規定により算数量の算出方法) 物 0) 出 入 0) 簡 易 手 続) に 規 定 す る 同等法 のをを掲算 郵 便 直くこと いる物品 いる初品 第と認む。 物 に う申請 + あ

6 まする まが 国以れ まれぞれれ 四法 第 七 当外て規窓のい定 条 \mathcal{O} 締 経 る す 六 約豚国又 済 る 第 連 又政 五 を原際 携協 は 令 項 でに 定 産 肉 定 地 等 が めい 地とするもの等であつてかる日は、汁 治当該 でるて あ日読 **以締約国** 7 替 次に掲げた場合 え に 7 0 るげ条用する い て効力を で携項と 生 ず る日 き、定規の言 の定

動 上上上 本 邦 に

第 により行うもの等に係る船荷芸 十(三発 の項本用第邦 等であることの確 前 に 前において本邦に向けて送り出さ来 法第七条の二 のとする。 認邦 は、向二 さ三 他 れ 他これに類する書類に記載さ、当該物品又は当該生きてい向けて送り出された生きていっけて送り出された生きている。発動日若しくは重れた物品であること又は法第第二項第六号に規定する発動 物項向 け 7 ŋ 出 さ n た 法 発 物 さいい重 第動品 れるる 複 七日の て豚豚 期 条 前 確 い及及間るびびの のに認 対お方 事豚豚開 第い法 項肉肉始四て

第 (輸入数量の算出方法) 東十四条 法第七条の三第 規定する輸入数量は、注 同法第六十一条の四にお 二条の十(外国貨物を置 二条の十(外国貨物を置 た物品にあつては当該蔵 た物品にあつては当該蔵 にをおこれの三 易 蔵 法 第 蔵入れ申請等とし、同法第おいて「蔵入れ申請等」と置くこと等の承認)の承認おいて準用する場合を含む三第一項(外国貨物を置く法の別表第一の六に掲げる第七項の規定により算出す 手 規 定する 郵 便 いる物品である同 第と認む。 物 に 七いの うりませ +六条) 又のの条 0 て は承輸第 第が以第認入一日では、 は 条項れこ十つ 告に

日七しのす和こ計十ろる表の税第 なうる二れ上九かち場年を数条 上九に物第 同 度 ょ 品 かつ同合度順 量のりにの 九 す のた る税に らた条にに次が八 換 あ六以 第おけ 貿易 つのて一 もの 令も 加 第 算 場 法 規 下 いて、 <u>-</u> 三 の 第 \mathcal{O} 八 定 和の を除 する 匹 は、 が項 元 年度まで、当該年の2 十三条 項 易 項 る 味く。) の統計 一項第二号にお 発 当 項統 つまで 規 動 該 か計 定 0) 5 日 物 三年いうの各年 と す _ す 四い る 以に 計計上 所この 所この の二の の二の 輸 計お第 7 入計い六項 同 て「 + = -(一)の適り度項し法に同が初用同ににたに 数 上 + 数条、量 にの 量 数 量 項 九 用をした 無条いて なって なって に 量蔵条法属 を ま計 日 かし第い定量と 加を入の第す 第 財 で 上 付にの と 算令れ十六る 及 さ 十務 す和承の十月 当か項同る す月い六省 びれび るの i 表 に え で と に で え に と に で と る二年 う条第 令 規 $- \mathcal{O}$ る 等」 条前各の々年 で 定 で年度の四にまる。 による承知 による承知 における。 の四に末 定の量の ただし、 を、及る 集 を算 るとこ 及 計 人が、計学 掲の Ŧī. 認い日動成を品出令 計 第 げ別

3 すお る る項合読の 4 規略 定 え は 7 準 法 用 用 する。 す 七 á 条 同の 条 第第 四七 項項 にの 規規 定定 すに るよ 輸り 入同 数条 量第 を六

2

に包すに る定 的月め一場て び お日又に 先けがはつ替 量 進 る月前い 的法の項 は 協の初の準 定別日場 月の我が一切の初が 日国の日 V か以六で の掲る 環 締げ 太 十 平 約るき条 国物はの 洋 を品 包 兀 原でそ 括 第 的 産あれ 地 つぞ項 及 心とするもれ同日の国又は第二項 び 先 進 協 の洋属項

> る法 第七 七受条 加貿易四 つのて一 及定 一三の びに 三十 て、 る法 は、 \mathcal{O} 八 第 定 が項 7 する 匹 を 第 項表 あ る た数量。 おいて「海 おいて「海 おいて「海 とない。 一方法により 一方法により ると 項除 当項統第 + 年 らく。) のは一項第二号に -三条 発 度 項む 該 か計 示 お言言 に いれる方法に準じて月 の三第一項に規定する の三第一項に規定する をは、当該適用をした までの各年度の初日、 までの各年度の初日、 までの各年度の初日、 までの各年度の初日、 までの各年度の初日、 までの各年度の初日、 までの各年度の初日、 こきは、 動 規 5 物 _一 又 と 定 品 す りれ統 四い す 以 . う。 計計 る は 下こ 係 7 がると 輸 計お第 い六項 上の数 \mathcal{O} 類 入 計 + 上数量で「蔵条」が属 て 数条量、 量 項 に 九 量」と ま計 量 数 を 第 財 で 付に 上 で 見ごとに集 で 見ごとに集 で り 規定の 適用を ただし 十務 及 さ びれびるの い六省 、う。)、条第二 す和承の十月 当つの表輸 令 る 認規 一の該た規に で る 元 条前各 定の量の 年 定 を項る 年ののげ量 に \mathcal{O} 々 項 るとこ とにとよ四月度へ適るをすおいるにのの平用物算 لح ょ 四月 度 及 に法 統び 掲の等 五. るけう承お末発成を品出令 計 第 げ別

算 項

出に

3

包すに 括る定第 つお いい前同 てて項 的月め一 及にる項準準の上 びお日又用用規 先けがはすす定 る月前る。同ない。 進 的法の項 協の初の 条 法 第 定別日場 第 又 四七 表以合 は 第外に 項条 ア にの のお メ 三 の日 規 1 IJ 定 第 六 で 力 に あ 七 す 第十 ると 合 る項 掲 衆 げ 輸の 玉 き条 る 入規 協 物はの品、四 数定 定 品 兀 量に でそ を ょ 月の 第 の我あれ 算り が つぞ項 出同 玉 7 れ又 す条 以環同は る第 外 場六 太日第 の平の 合 項 太締洋属項 にに

とす

る

Ł

0)

に

係

..る輸

入

数

量

は、

同

初

日

カコ

5

定 る分とし が 当該 締 って 日 約 国 割 に 記により つい て 効力 計 算 を生ず した統計 る 計 日 上の前 量とす 日 ま で Ź。 0) 期 間 に 相 当

条内 消 費量 0)

第 する 成 ++五. 九 ・又は財務省令で定める統計とする。(年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統合を含む。)に規定する政令で定める統計は、統計る公司を含む。(法第七条の三第七項(法第七条の六第四項におい) 計法 潍 、 質 平 用

十 玉 六 条内 費 量 0) 算 出 方法

第

2 力初が一初 ょ が日から環太平洋気が国以外の締約国なの六に掲げる物品 日 ŋ 用 でする同 以 算 一ずる 外 出 0 0 場 計 するときであ 条第四 計 日 日 合 で に \mathcal{O} - カ品であつて環太平洋包括的及あるときは、同日の属する丿- こであつて、 第一 前 あ お 包括的 項 量とす 日 11 て、 までの期間 規 的及び先進的は産地とするもの 定する 第七 玉 に 条 相 内の 協定が当 三 当する分とし 消 t 包括的及び生傷する月におけ 費第 量 六 を項 該 輸 項 同に おける法でに定める 入び先 締 条お 約 第 て 1 日 国 量 進 七て 国により計画により計画により記述の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定にでいて対のの規定にでいる。 2

をして日割 平洋包括的 割により計算した統計計上[について効力を生ずる日の]的及び先進的協定又はアメ 上数量とする。 前日までの IJ 力 合 衆 玉 期 協 間 定 に が 相 そ 当 れ す ぞ んる分 れ

玉 消 費量 0) 統 計

第

易統計又は財務省令で定める統計とする。成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定するはする場合を含む。)に規定する政令で定める統計は、十五条 法第七条の三第七項(法第七条の六第六項 は、 基 に 幹統お 計い 計法 、 (準質平用 準

玉 消 費量 0 算 出 方法

第 十 六 同

統計計上数量とする。 係る輸 より算出するときであ 初日以外の日 はアメリ 用する同条第 メ の六に掲げる物 IJ 項の場合に 力 入 、数量 合 力 衆 合衆 一は、協 であ 協定 兀 お 玉 同 品 るときは、 項 11 月の我 協 で 間 定 あ 9 規 の初日から環太平洋包括的我が国以外の締約国を原産あつて環太平洋包括的及び て、 定する がそれぞれ当該締約国 に 相 第 同 第 当する分とし 七 日の + 玉 条 「「業」の締約国を原産」の締約国を原産」 条の 内 \mathcal{O} 半洋包括的及び生の属する月におせ =.消費 兀 第 第二 量 六 て日 を項に 項 割 に 条お 先進的法 つ及いび 定第 に V とするも \Diamond ょ 七 7 おり計算したいた強的協定 る 日 項 読 協 \mathcal{O} のみ ものには 別が規替 表 月 定 第のに

等 牛 肉 又は 冷 凍 牛 肉 \mathcal{O} 輸 入 数 量 0 算 出· 方法)

生

十八

条

削

除

- 十 における輸入数量 定する生 条鮮 項の規定 鮮 第 等牛 + により算 兀 - 肉又は 条 を、 第 出 同 冷 項 する場合について準用 条第二項にお 凍 本 牛肉 文 0) \mathcal{O} 規 定 同 たは、 項 各号に規定す V て準用 法 第七 ずる 条の する法 る当 五. 第 第 七 該 条 年 項 12 \mathcal{O} 度 中 規
- 2 冷 凍 ŋ 七 肉 算 条 0 同 出 0 項 五. す 各号 る 第 第 項 規 七 に 定 条 お す V > 0 んる当 五 て 準 第 用 該 する法第 年 項 度 規 0 前 定 する 年 七 度 条 中 生 \mathcal{O} \equiv 鮮 に お 等 第 牛 け 七 る輸 肉 項 又は 0) 規

肉 等 0 入数 量 一等項の の算 規出

第 定する一 つお第いい一 いて る数 項 い て 項に規定する当該 ま 条 \bigcirc 肉 で及 準用 準用 量 0 豚 等 \mathcal{O} 六に 項 第 肉 次 グびニー でする。 とあ する法第七条の三第七項の規定に定する当該年度中における輸入数 12 等」と、 + おい 項 匹 掲 るの 九 げ 及 条 この 7 0) U 第 る 号に 項に 第四 は 「法の別表第一の六の一三の項物品」とあるのは「法第七条の 生きて 場 「生きてい 頃にお 掲げる物 合に 掲 げ 定は、 いる お る 豚 11 V て、 る豚に係る数量」 豚 品 7 という。 _ ح 生 法 第 豚 き 第 あ +七 て 等」 る 兀 条 1 るも 0) 0 と は 六 0) V 第 べから j に 関 第 限 税 項 定率 る。 に 四項の二規 物品 同 0 規 法別 表に 定す 項同 に 第

3 する。 数量とする。 上された月ごと 数量は 肉 前 に 外 場 計 項 て月ごとに Ė 項 合に いう。 た 0 0 締 だ 規 日 0 さ 約 同 V 項に で 場 れ は て L 定 玉 あ 合に 当 す る を る生 を、 0) 規 集 数 同 るとき 該 原 同 計 量 数 定 お 項 数 産 項 一鮮等 量 する生 に 量 第 V L 統 地 を順 て、 は 以 規 に 計 لح より これを順次加算する方法に 号 牛 下この 定する生 す 計 肉又 次 鮮 る 0) 同 第 上 一数量が 加 難 同 経 等牛肉 日 + は 項 算する方法に 条 項 済 \mathcal{O} 1 冷 ・特別の 及び 鮮等牛 属 12 連 0 凍牛 貿易統計に計 又は冷 する月に 兀 規 携 次項に 協定 第三 定 肉又は 事情 する 肉 項 で \mathcal{O} 凍 あ に お お が 生 我 ょ 牛 ŋ け 定 1 冷 あ 鮮 が 肉 つ て 算 る 等 る \otimes 上 て 凍 玉 0 出 法 より算出 さ 牛 玉 牛 以 貿 環 る 太平 第七 統 肉 又 外 L 易 日 れる方法に 肉 計 \mathcal{O} は た \mathcal{O} 統 が 又 貿易統 条の 計 数計 月 は 締 冷凍 金と L 上 約 \mathcal{O} 数 五. 玉

を原産 的 第 日 及 一 以 約国 包括: 日 割 的 び先進 及 に 0 地 び先進 より 1 とするも 的協 て 効 計 . 算 し 力 的 定又は を生ずる日 協 0) た統 定又 に 係 ア んはア 計 る輸入数量 メリカ合衆国 計 Ŀ 0 メ 数量とする。 IJ 前 カ合・ 日 I ま で は、 |衆国 協 0 同 定 期 協 0 月 我が 間 定 0 に が 初 相 そ 日 玉 れぞ から 当 以 する分とし 外 れ当該 0) 環

等 \mathcal{O} 輸 入 等 \mathcal{O} 算 出 方 法

→)易合において、第十四~ 第七条の三第七項の規定によ当該年度中における車 の項から一四のこの場合におい う 十 É 九 豚 条 物品 法第七条 同 0) 条 条第 六第二項に 第 七 に係る数量 第 条の +項 小の六第 の 二 おける輸入数量 兀 第六号の 条 第 規定する輸入数 \mathcal{O} 第 項 とあるの 項 項 項 文は 規 で及び二一 に 0) 1条第一項中「法の別表第一のにより算出する場合について準益を、同条第六項において準 一文は豚 定 規 規 定は、 により 第二項に 定 は す 「量」と、 ^る輸入 肉 同 生きて 0) 等 法 規定す 頃に掲げ 条第 0 第 数 七 量 いる れ 同 条 上とあ る生 項 げる 5 0 別表第一の六の一三について準用する。 豚に \mathcal{O} 表に掲げる物 六 \mathcal{O} 規 き 物 規 係る るの 定 品 定 て いる豚」と に 項 用する法 数 は 規 又 %定する 用 は 法 第

一定揭 号 0 げ 適 る \mathcal{O} Iえるも 規用物 定 を品 L に \mathcal{O} よなうかち 0) とす 同 つ同 たもの」 条 第 項 と \bigcirc 第 規あ六 定る号 ののの 適は規 より同条第一項の 項の لح 第 規

2

得 き た て)数あを一 この 豚 度 \bigcirc 定 原項 る 肉 に \mathcal{O} 数 玉 産 た 項 \bigcirc 初 ょ 11 第 o Ŋ 三文はとにだし 量。 る に 年 七 0) 日 とする 下 豚 法 貿 \mathcal{O} 算 計 お 条 この 数 以 易 属 地 書 に 九 律 出 0 1 六第 する [する 量とする。 統 上数量が貿易統計に計上されるの項及び第四項において「統計域を含む場合には、豚肉等の貿る豚肉等について当該数量によの経済連携協定の我が国以外の下この項において同じ。)とす 上 域 \mathcal{O} 下 係 7 第 号に る数 五. 計 「生きて 年版内項 十四四 量 掲 計 げ | 号 前等 に を 上された 年までの法第-財 る V お る 別 務 豚 11 豚」 7 省 表 生 の七 準 令 年ごと 以 と で き 過 条 用 定 去三六 V) て 下 す . う。 \Diamond 0 る 11 るも るところ 年 第 法 関 数 計計計上により難 る方法 のす 量 税 第 9 る。 に 締 \mathcal{O} 率 お項七 けん。 表」 関 あ に に た に 限 税 0 ただし、 準じ より る。 て لح 定 輸定 三 上する当 一第七項 率 入 は V 、 う。 って 法 数 年ごと 当 量 以 一は一該のい 該生 阴 第治 年規 下

| と読み替えるもの 定 か する発 項又 つた はも 動 第 0) 日 のとす لح 項 条 第 あ \mathcal{O} 匹 あ 規 る る項 定 る 0 第 のは \mathcal{O} は 適 号 用同 に 同 を 条第 規定 L 条 兀 第 な する 二項 か項 0 第 た 重 12 号 b 複 規 *(*) 期 定 0 間 す 規 لح る 定 \mathcal{O} 開 第 に 始 ょ 項 同り 0) に 項同 日 係 条

第十六条第一項の規定 方法に準じて年ごとに集 数量又は統計計上数量を 去三年における験でいる豚又は豚肉 定の我が見 を順次加策 準じ きて 該生きて 定により算出 るところに という。)を、項又は第二項と て V る 月 七 ごとに 玉 の数量とする。ただし、 豚 条 算する方法により 11 い規特定 より 又は 以 る \mathcal{O} [する 外 豚 六第六項 を、 河に規制の事情を - 度又は 豚 輸 集 0 換 に 肉 一(以 入数量 等の 等のこれらの規 計 締 算 肉 あ 統 約 つて 等 L し、これ 下この きて て得 を、 集 定 情 玉 \mathcal{O} に 計 この項及びな は、 に当 貿易 計 は、 が お 計 統計計上数量が貿易統 あい 算 た L 上 ある国又は地域を含むいる豚又は豚肉等につ当該締約国を原産地とにし、同条第一項第一 1) た数 と数量。 出 数 当 統 同 7 計に 量 [した数] 該 条第 0 規 第 潍 の初日の属する年の規定に規定する当ま が 豚に 用 5第四項においている豚又は19 計 貿易統計 以 項 す á 下この 係る数 上さ 量 項 又 ź。 又 又 は 法 は は れ 第 第 産地とする[第一 貿 項 易 に た月 第二 量 七 に む つい 計 い豚 を 項 条 肉等の場合に 号 統 ごと 計に お 財 の該 て 項 に \mathcal{O} 上 るには、 「統 ょ の計 前年 三 に さ 1 務 に 規 計 ŋ 同経 に 省 0 規 年 度 定 第 れ て . る 方 貿 済 計 同 令 上 算 計 項 数 定 ま \mathcal{O} す 七 さ出 易 5 上 で 計 又連 じ 量 す で 前 項 る 法上統同の され は携 る 0) 定 生 0 れし 年 **当** るた 生 過 条数同協 \Diamond 度 き規

3 七えて 算条で進 一項の場合にい 一項の場合にい 方第六項にい 以おつお 七 条の三第四項 V · て 準 て 準 用 甪 用する法第-界四項に規定 す 法第七条 رِّ چ ポ七条の三笠水の六第五章 六第 第内項 七消に 項費お の量い を、 て 規 読 定 に法み よ第替

月 8 る日 前 け る 七 条 外いい 0 六 \mathcal{O} 第 日 で 第 項 あ十 るとき 又 は 第 は第 項 兀 そ項 12 規 れか ぞ 5 定 す れ第 る 同六 生 日項 き のま 属で すに る定 る

4 お 日 けが前 月 る \equiv の初の初の 豚 肉 等 日場 で 合 以 外に あ って のおつお 日 環 て、 で 太平 あ 第十条の 洋 包 はの、四 括 的 そ第 及 びれ Ξ ぞ現れ又 先 進 同は 的 日第の四 協 定 0 属項 はここり 我 が 玉 以にる

出 \mathcal{O}

場

合に

て準

用

す

る。

用

規

定

4

統ずら外 る環 \mathcal{O} 日太締 の平約 数前洋国 量 日包を ーとす ま括原 で的産 の及地 期びと 間先す に進 る に相当するなどものに係る 分としる輸入 て約数 日国量 割には につ よりて同月 計効の 力初 算 しを日 た生か

□□□□は・てににらる税及号○一一算ああ十。の 十口口二二 + 三グのラ の別九法 つっ つて ての キー出 た 譲 つつ ロ号し 項ム第 だ許第の七 グラム しの 二価 ま 便の \mathcal{O} 及格関 課 令益 各 法 八 で のに 0 び 税 税 和 の項第 三十八の項及び四十五 四格(数量を課税標準 のき二百九十九円二十 のき二百九十九円二十 の三・二九号の二の三・一十 一四九号の二の三・一十 四九号の二の二に埋 四九号の二の四十五 つ第以 定 価 兀 適の七一 用中条項 項 年 四を欄のに 受け お に 八規 月 掲げ一 る当 7 日 る項 る 同 以 後該経に に各 済 規 令 お項 連 定 で 以表げ〇号五 とのいの携す りる物。 こ二〇六 の二、 て 下協るめ と掲げ税 \mathcal{O} 九てのは 欄 定政る げる率 もの品六 ま関下 にの令物 三に • 第 で税欄 同揭規 で品 あ三つ 十あ ○関物表のをに 表げ定 限 る 0

上のメ 入 カ 豚 数合 IJ 数前 動目までの期り力合衆国協り力合衆国協 量衆は は国豚肉 協肉 同 定等 期協 月ので 間定 の我あ にが初がつ そ 相 日国て 当す れ か以環 ぞ ら外太 る分とし れ 環の平 当該 太締洋 平約包 締洋国括 約国活の て日 割 に的産び に つ及地先 よりとまり、近とすり 計効進る協 力的も定 算 L を協の又 生 た 定には 又係ア メ IJ

+ る。ただし、他の譲許の便別表第一の を る 生 掲 ず \mathcal{O} 7 兀 る げ 便の の 益各法八 る 年 以 日 物 を 下 \mathcal{O} 環 い属 の項第 品 経 太 欧 平 す 適 の七一 過 用中条項 州 る 洋 あ L 年 た 包 を欄のに つて 連 のの度括 受 八規 日 合 掲げって 協 け は、 以 。 以 的 () る当該() () 一項に 後 定 及 E び 課 発 る項る 下 効 先進 税 政 お 環 価 年 各 済 規 令 V 効 格 度 太 的 7 項連定 で の携す は、 平 定 が 協 لح 協る 発 基 洋 定 下 定政る 準 同 包 欄 11 が う。 価 括日 にの令物 表 を的本 規で品 日 格 \mathcal{O} 掲 以 経 及 玉 げ定定 とし、という。 0) 過び 上 +に る に \Diamond 品にあつ う。同 号) 初 先 物 基 る 0 八 0 げる 同並 す た 進 づ \mathcal{O} 日 日 1 のじ属 10 第るる目的てと四貨物以協効す き品 項 第 0) カゝ び

Ł

لح

ア

メ

IJ

力

合

衆

玉

協

定

0

力

生

0

0

属

す

る

年

第十 げるとおりとする。
量は、次の表の上欄に掲げる物品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲出十九条の三 法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数(法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量)

 		後に輸入
	いう。)の輸入数量及び	」という。)であつて、
	び先進的協定適用ホエイ	合衆国協定適用ホ
	環太平洋包括	九条の七第四号において
	る物品(第十九条の七第	(以下この表及び
	適用を受ける同項の下欄に掲	用を受ける同項の下欄
	.基づき関税の譲許の便益	基づき関税の譲許の便益
	に掲げる経済連携協定の規定	掲げる経済連携協定の規
	表第一の二十五の項の中	別表第一の四十八の項の中欄
		輸入申告がされるもの
		、令和五年四月一日以後
	輸入数量の合計数	エイ粉」という。)
	イ	「アメリカ合衆国協定適
	の輸入数量及びア	(以下この表にお
	用を受ける同項の下欄	用を受ける同項の下欄に
	益	
	掲げる経済連携協定の規	掲げる経済連携協定の規
	表第一の二十四の項の中	表第一の四十七の項の中
	(省 略)	(省 略)
	輸入数量	物品

第十九条の三 同 上 (法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量) るものとする。 欄に掲げる物品にあつては、 算して三年を経過した日以後においては、 三年を経過した日以後においては、同表の四十五の「アメリカ合衆国協定発効年度」という。)の初日 課税価格が基準価格以上のものに限 項の下配がら起

(以 下

-			
以りカ合衆国協定発効年度のに基づき関税の譲許の便益のに基づき関税の譲許の便益のに基づき関税の譲許の便益のに基づき関税の譲許の便益のがよりから。)であつて、アイ」という。)であって欄に掲げる経済連携協定の規定がある。	第一の四十七の項の中 (以下この表にお を受ける同項の下欄に が品(以下この表にお でメリカ合衆国協定適 アメリカ合衆国協定適 アメリカ合衆国協定適 でありた日以後に輸入申 があした日以後に輸入申		物品
同	同	同	
Ŀ	上	上	輸
			入
		:	数
			量

告 が 省 さ れ 略 る Ł \mathcal{O} 0 省 輸 入 略 数 量 \mathcal{O} 合 計 数 量

第 +九法 七 四条 0 八 第 項 に 規 定 する政令 で定 \Diamond る 期 間

2 は、 と と 第四号 基 度に 뭉 次 準 法 二号又は 一号。 に た あ \mathcal{O} 数 のの 第 つて 掲 各 規 量 七 お にだし、 号に げ 掲 を 条 定 V だげる場 る場合に は 超 \mathcal{O} 7 に 当 掲 第三号に え 八 か 該 第 げ た 第 環 か る場 合に該当することと 一号に 場 各号に定め 太 わ :該当することとなっに掲げる場合に該 合 平 項 5 ず、 合 には、 12 洋 掲げる場合 \mathcal{O} 規 包 □場令 □場に規・ 区 令 定 括 る期間 す 的 和 る 及 +び 輸 年 \mathcal{O} に 入 先 度 うち 当 0 な該 数 進 か 当することとなつた旬とりちいずれか長い期間となつた旬が同じ旬である ちったす する た 当 量 的 5 旬 該 が 協 令 ることと 各号 政 同 が 定 和 同 令 項 適 + ľ に で に 用 兀 旬 定 定 規 牛 年 定 肉 度 する に ま で 0 旬間間輸 V \mathcal{O} 2

あ

って

は

同

号に

定

め

る期

間

とする。

3 るお一ア税同欄 メリカ・ 期い項 \mathcal{O} 表 協 て 譲 \mathcal{O} 掲 定 規 許 四 げの項 るに 合 十る規の のつ欧 定 \mathcal{O} する 衆 便四物 はい州 定 規 国 て 連 益 \mathcal{O} 品 定 合協 別 政 き 準 協 の項 议 基 は、 関 表 用 令 定 適 \mathcal{O} づ で 税 第 定 適 用 中 下 き 别 す 定める -欄に るとき 0 関 適 表 \mathcal{O} 用 欧 税 第 譲 三十 る期 掲げ 肉」と 牛 州 \mathcal{O} は、は、に る同 連 譲の に る経 \equiv 便 間 七 合 許 係 に 益 の第 い項 協 の十 , う。 項一るつの項同い \mathcal{O} 済 便七 定 下 連 適 益 適 \mathcal{O} て) 欄準に 中第項 携 用の項 用 一 に 協 牛適の を 欄 受 に号規 用 係 掲 定 肉用中 る法 け 揭中定 す げ \mathcal{O} を 欄 でする 法物 ر چ ه لح 受 る げ 規 合計 同 る 定 いけ 掲 . う。 経 こ七品に 項 る げ 1の場合に . 基 づ 0) 同 る の条 条(の以 き又の 携 八 欄 下 済 協量めに第 関は下連 3

以後に輸入申ら起算して四	中告がされ

七 0) 八 第 項 に 規 定 する政 令で定 め る 期

十 九 兀 同 上 間

第

・ てある に掲げる場合の区分に応じ、 ・ でのた旬と ける場合に該当することとなった ・ である場 は第三号に掲げる場合に該当することとなった ・ ある場 は第三号に掲げる場合に該当 ・ ある場合に該当することとなった ・ ある場合に該当することとなった ・ ある場合に該当することとなった び 先 度 前 進 \mathcal{O} 的 初 \mathcal{O} 協 日 規 定 カ 定 5 に 発 効 起 か 年 算 か 度 L わ て \mathcal{O} 5 ず、 +初 当することとな 日 年 つた旬 当することとな か を 環 6 太 経 がれかり 各号に 政的 が 起 平 過 め令で定 同 及び 算 L 洋 た じ L 包 じ 先進 旬 長 定 日 て 括 い期間、 旬 で \Diamond \otimes + か 的 であ つる た期 あ る的 5 及 五. る場合に 期 協 環 年 び とし と る 旬 間 間 太 定 を 先 直は、 第 場 と と 平 適 経 進 兀 合 第 す 用 洋 的 過 9 る。 号に 第二 兀 あ に 次牛 す 包 協 号に つて あ \mathcal{O} 肉 る 括 定 掲号つ た各 に 日 的 発 又て掲だ 号 はげ 係 ま

一ア税同欄携 ノメリカ・ 期い項 協前 表 に あ間 譲の掲 許四げ 定 規 るに に のつ欧 定 合の す衆便四物定規る国益の品に定 はい 州 連 て 基は、 き 別 準 合 政 の項 協 (基) 用 協 令 適 \mathcal{O} 表 定 する 第 で 用 中 下 き別 税 定 適 定 欄 0 適 用 を 関 表 の三十 やある に 欧 税 第 用 用 内 内 に が る 期間に 下 肉 」 と い 掲 州 \mathcal{O} る同 げ 連 譲 \mathcal{O} 合許の 便 七 る にい項 経 益 の第 係 う。 の下 項一るの項同 済連 つい 定 便 七 適 益 \mathcal{O} て準 欄に 携協 中第項 用 用 の項 Ê に 牛 適 を \mathcal{O} 受け に号規 用 係 掲 定 肉用中 る 掲 中 定 す げ \mathcal{O} を 欄 る。法等 法物 る す 規 لح 受 げ に 合 る 定 いけ 同 る 掲 ح う。 七品 項 経 計 政 に る げ 令の条 议 基 同 輸 る づ で場 連 入 \mathcal{O} 下 項経 大 定 合 に り に 第 下 き又の 協量め 関は下連

そ数数四の項一第用び適掲 号適の項一牛に用げに用中第項肉前牛る れ 三 とあ とおぞに れ ーに の項肉 読 号規輸 第 لح 入四と数号い 4 るのは「アメリカ合衆国協定適同項第二号及び第三号並びに前ける同項の下欄に掲げる物品(掲げる経済連携協定の規定に基中「合計輸入数量」とあるのは定に基準を改立した。と、アメリカ合衆国協定がより、アメリカ合衆国協 替 . う。 えるもの 下) の 項 合計 とする。 適前牛 用項 牛 第 肉 四 \mathcal{O} 輸 入 数 量

+

2 `る肉 |対象物品の輸入数|| | 大の八 (省 略) | 大の各号に定める数量の合計数量 1 法 算出準牛丨 す対数 肉スのる象量にト項 もの度超るリお とに え同ア すおた年協 オにお用出 一はけ牛対 2

牛同出省 肉 条対 第象一年 象略 (次 E 項度 掲 のの げ規前 る 定年 ŧ の度 適用お 0) を除 元をしなからいて法第一 のた条 量オの 1 八 ス第ト二 ラ項 ij \mathcal{O} 規 ア 協 定 定

肉 四 一 適 掲 る 号 とあ \mathcal{O} 中 は るの 前 合 入数 九 と 年」 計 は 中 いう。 輸 ア と 当とあ 下こ 入 環 メ 数 太) あるの項 IJ 量 平 カ + 洋 とあ 合衆 五. 環 の輸及 包 太平 年 括 は入び るの 国 的 数次 لح 協定発効年 洋包 欧 及 あ は び 州 第 るの 括的 兀 先 連 ァ 号 進 合 メリ 協同に は 及 的 度 び + 協 定項お カ合 先 第い 定 適 ٤, 兀 進 用 発 T 年」 衆 的協 効 牛号 -と合 玉 協 年 肉及欧 ٤, 及カ下連携 入数で定 協 + 適 計 度 のび州 定 欄に 用 輸第連 定 年 発 ア 輸 第三 んめる メリ 適 効 牛 衆 協 量 入 لح 同 入 合 こる期カ 用 لح 国揭定 数 数号協 項 年 肉 あ あ度の号協げの 牛 量 る 量中定

九修 条正の対 八象 物 同品 0 上輸 入 量 0 算 出

輸

入

数

量」とそれぞれ

読み替えるもの

とする

十

同同

上上

たも) |初 日の 量 から当該各年度の対日(平成二十六年 当 が 初平 七 オ 該 か 日 成 0) 成 各等 ーストラリア協定適用 伞 + 八第一 -度に 該 名二 各年 年 年 おい + 度 度 度の 0 年 六 カ か 発動日の発動日の に規 、てオー 年 5 の末日までに蔵れ年度においては、 算 出 ストラリ のい対 対 象 日は、年度 年 は、 度 ア協 入れ平 0 ·数量 定 承 成 Þ 風入れ承認等を受ける。
一十七年一月十五日 該 適 認 十度 年 各年牛 を当 等 + 度 ま 七 で 0

月各

十年五度

日の

け

二 法月 第 日条以の 後 に お い項 て 超えた場 超えた場合に限る。) 規定する輸入基準数量 足適用牛肉に係る当該 を受けたも || 該各年度の中肉の輸入数で受けたもの 年 各 月 + 五.

4 て月 品に以洋 であ お 外 包 \mathcal{O} 前 け 力 初 \mathcal{O} 括 項 る別 を生ずる日の つて 日 日に効力を生 的の から 及場略 当該 表 び合 環太平の 先 に 進 お まして、環太平洋包括的及 の四の項から二十三の項 の四の項から二十三の項 が国を原産地とするものに が国を原産地とするものに が国を原産地とするものに が国を原産地とするものに が国を原産地とするものに 項まで 力を生ずる日 定が当 す 約び Ź 国 先 が当該締約国につい係る輸入数量は、同での下欄に掲げる物生する月の属する月 分とし に進 について月にの協定が て 日 の環 割 初 太 に ょ 日 平 4

3

3

するものに係る輸入の項の下欄に掲げる る別表第一の四の項 を生ずるときは、そ 7 先進的協 効力を生ずる日 力 前同 イ ラリア協定適用やは、オーストラリ 輸入基準数量を当肉に係る当該各の 下この たも 合 までの各 項 合 ラリア協 オ から当該 から算出 定衆 入基準数量を当該 オー \mathcal{O} 上 に オ 場合に 限る。 定 の国 0) 1] 号に 又は 協定 スト スト ス ストラリア協 年 定 \vdash ラリ 発効 ・ラリ アメリ がお 度 各 対 ラ お 1年肉の輸入数量がオース・リア協定発生 象 上の 以環 0 年 IJ V 1 太平 て、 毎度に 年度の 前 外 初 度 ア ア ア 7 力 \mathcal{O} 協 0 協 協 日 日 ーオ までの 合衆国 洋 環 発動 締 定 定 定 包括的 約国 1年度の二月一日以後における法第七条の八第一 おいては、 前年度までの 1 オ 発 発 0 つてそ ストラリア協定 効 効 日 効 国協定がそれぞれ同月の初日から買いてそれぞれ当該 w効力を生ずる p国について月の知 日 0 期 力 ス 年 について月の知的及び先進的など (日) から当 間 項 1 度 前 発 (当該各年 へまで、 لح ラリ 生 に か 日 までに オー 相 5 V 0 う。 1から環-各 当 算 日 スト す 兀 ストラリ 協 年 出 (以 度に れ 当 該各 日初 協 る + 先 定 蔵 度 発 対 太平 締 入れ ラリ 効 分 Ŧī. の日 定進 \mathcal{O} 0 発 象 下 属 以又的外は協 と 該 約 お 年 効 初 年 属 \mathcal{O} 年 Ī ア協 締 洋 国 項 い項 1 度 年 ア 度 0 す 度 承 日 す を原 る月 約 包 及 のア に て \mathcal{O} 度 認 協 る て 定 て \mathcal{O} 号 オー 玉 括 び 日 規 定 等 定 オ 年 日 メ 超 末 に 前 لح 又 定えた場 定する 場 を受 発効 に 的産 に IJ 日 1 度 四に は お 割 々 1 お まってまってまって 十六け う。 ア つ及地 お効力 ス 1 以 よいび کے け \vdash 力 合 日

第 十同 法 第七 の 同 規 \mathcal{O} 八 定し 第五 適用 項 に 規定する政令で定 に 関 する技 術 的 読 替 んめる修 え 正 対 象 物 品 及

び

2

- 22 -

九 条第の四 十 項 略

2 第

十同

七

五.

項に

規定

する政令で

める

修

正

対

象

物

品

及

てバ

算し

た統

計

計

数

量

とする。

計

計

数

量

ーとす

る。

のの

規 八

定 第

0

適用

関する技

術

的

読 定

替

え

略

3 は、次の表のとおりとする。各年度において、法第七条の八第五項の規定による技術的読替え前項の規定にかかわらず、令和十年度から令和十四年度までの 3

牛肉については、前項の規定にか

かか

環太平洋包括的及び先進的協定発効年度のかわらず、環太平洋包括的及び先進的協定

初月用

から環太平洋包括的

及び

協

先進的

から起算して十年を経過した日

(省略)	(省略)	(省略)
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定

りとする。 読み替える 法の規定 同 読 み 替 こえら れる字 句 上 読 4 替 える字 句

法第七条の八第五項の規定による技術的読替えは、 定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日

次の表のとお までの間

4 五年」 用牛肉に 適用牛肉に 合衆国協定発効年度」と、 環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるの メリカ合衆国協定適用牛肉について準用するときは、 的協定発効年度」 前項の規定 とあるのは つ ・つい いて準用するときは、 は、 て準用する。 欧州 十四四 とあるのは、 連 合協 年」とそれぞれ読み替えるものとする。 十年」 この 定 適用 場合に、 同 「欧州さ 項中 とあるのは 牛肉 及び 連合協定発効年 お 「環太平洋包括的及び先 V て、 ア メリ 「九年」 欧州 は 力 合衆 連合協定適 ーアメリ と、 -度」と、 同 項中 玉 協定

別

(第 経

十九条の二関

係

項名

済 連

)携協定

品

名

兀

省

略

環太平洋包括的

三・一九号の二、第〇二〇三・二一第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇

関税率表第〇二〇三・一

号の二、

下この表において「豚肉」という。
・四九号の二の□に掲げる物品(以
・四九号の二の□及び第○二○六
テ・二九号の二、第○二○

別			
表第 一名 一名	<u>=</u> ~	四	
経第	同	同	
済連携協定 関係	上	上	
係)	同	第関	下・六第号三
	上	〇 税 率	下この表 男の二、おの二、九の二、九の二、九の二、九の二、九の二、九の二、九の二、九の二、九の二、九
品		○三・一二号の二-表第○二○三・一	に の 号 三 第 号 お 二 の ・ ○ の い の 二 二 二 二
		一二号三	て「豚肉」○三・二二の二段の二次の二次の二次の二次の二次の二、
		の <u>-</u> -	豚 掲 及 の・〇
名		一、第〇二〇	て「豚肉」という。 〇三・二二号の二、 九号の二、第〇二〇六 九号の二、第〇二〇六 100元、第〇二〇六 100元、第〇二〇六 100元、第〇二〇六 100元、第〇二〇六 100元、第〇二〇六 100元、第〇二〇六
			と 物 〇 第 号 三 · 二 · ○ 以 六 ○ 二 · ○ 二 · ○ 二 · ○ 二 · ○ 二 · ○ 二 · ○ 二 · ○ □ ○ □ · □ · □ · □ · □ · □ · □ · □ ·

+	九	八	七	六	五.	
環太平洋包括的	(省略)	及び先進的協定	(省略)	及び先進的協定	及び先進的協定	
豚肉であつて、ベトナムを原産地と	(省略)	原産地とするもの	(省略)	地とするもの地とするもの	ののであつて、カナダを原	地とするもの
+	九	八	七	六	五	
同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	Ŀ	上	
豚肉であつて、ベトナムを原産地と	同上	原産地とするもの (環太平洋包括的 原産地とするもの (環太平洋包括的 で「ニュージーランド発効日」とい て「ニュージーランド発効日」とい で「ニュージーランド発効日」とい で「ニュージーランド発効日」とい で「ニュージーランド発効日」とい で「ニュージーランドを でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生ずる日 でしていて効力を生がされるもの でしていて効力を生がされるもの でしていて効力を生がされるもの でしていて効力を生がされるもの でしていて効力を生がされるもの でしていて効力を生がされるもの でしていて効力を生がされるもの でしていて効力を生がされるもの でしていて効力を生がされるもの でしていて効力を生がされるもの でしていていて効力を生がされるもの でしていて効力を生がされるもの でしていていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	同上	版肉であつて、シンガポールを原産 地とするもの(環太平洋包括的及び 大進的協定がシンガポールについて 「シンガポール発効日」という。) 「ジンガポール発効日」という。)	のに限る。)は後に輸入にの表において「カナダについて効力を環太平洋包括的及びので、カナダを原産	限る。) Rangle であつて、オーストラリアを原産 で「オーストラリア発効日」という で「オーストラリア発効日」という の)以後に輸入申告がされるものに 限る。)

十六	十五	十 四	+ =	<u>+</u> + + = -	
及び先進的協定	及び先進的協定	先 平 進 洋 的 包	及び先進的協定	(省 略)	及び先進的協定
を原産地とするもの豚肉調製品であつて、シンガポール	地とするもの地とするものの力ナダを原産	○二一○・一九号まで、第○二一○・九九号の一、第一六○二・四二号の一及び第一六○二・四九号の二の円に掲げる物品(以下この表において「豚肉の一、第一六○二・四二号の一及びあり品」という。)であつて、第○二一○ストラリアを原産地とするもの	するもの メキシコを原産地と	(省略)	するもの
十六	十五	十四四	十 三	+ +	
田	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	
発効日以後に輸入申告がされるも を原産地とするもの (シンガポー	輸入申告がされるものに限る。)地とするもの(カナダ発効日以後に 豚肉調製品であつて、カナダを原産	関税率表第○二一○・一一号から第 □ニー○・一九号まで、第○二一○ ・九九号の一、第一六○二・四二号の一及び 第一六○二・四九号の二の円に掲げ る物品(以下この表において「豚肉 る物品(以下この表において「豚肉 コストラリア発効日以後に輸入申告 「ストラリア発効日以後に輸入申告 「ストラリア発効日以後に輸入申告	申告がされるものに限る。) するもの(環太平洋包括的及び先進 が協定がメキシコについて効力を生 が協定がメキシコについて効力を生	日上	る。) するもの (環太平洋包括的及び先進 が協定がベトナム発効日」という。 が協定がベトナムについて効力を生

<u>=</u> +	七二 十	六二 四二 十~ 十	三 二 十	 + · +	<u>-</u>	十九	十八	十七	
環太平洋包括的	及び先進的協定環太平洋包括的	(省略)	及び先進的協定環太平洋包括的	(省略)	及び先進的協定環太平洋包括的	(省略)	及び先進的協定環太平洋包括的	(省略)	
関税率表第四四一〇・一一号の一に	るものがおいて、カナダを原産地とすが第四四○七・一二号の一に掲げる関税率表第四四○七・一一号の一及	(省略)	産地とするもの豚肉調製品であつて、メキシコを原	(省略)	産地とするもの	(省略)	ンドを原産地とするもの豚肉調製品であつて、ニュージーラ	(省略)	
<u>-</u> +	七二 十	六二 四二十~十	三 二 十	= = , - = + · +	<u>-</u>	十九	十八	十七	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	上	上	上	上	
兀	告がされるものに限る。)で第四四○七・一二号の一に掲げるのもの(カナダ発効日以後に輸入申るもの(カナダ発効日以後に輸入申して第四四○七・一二号の一との一及	同上	(後に輸入申告がされるものに限る。) を地とするもの (メキシコ発効日以) 豚肉調製品であつて、メキシコを原	同 上	後に輸入申告がされるものに限る。産地とするもの(ベトナム発効日以豚肉調製品であつて、ベトナムを原	同上	れるものに限る。) レッドを原産地とするもの (ニュージンドを原産地とするもの (ニュージョンドを原産地とするもの (ニュージーラ	同上	に限る。)

			— <u>=</u>	三十			九	<u>-</u> +		八
			及び先進的協定	省 略)			び先進的協	環太平洋包括的		及び先進的協定
二・三三号、第四四一二・三四に限る。)並びに関税率表第四ル以上十二ミリメートル未満の以外のもので、厚さが六ミリメリオ又はパリッサンドルロゼのリオ又はパリッサンドルロゼの	ツサンドルパラ、パリッサン(スウィエテニア属のもの)カ、サペリ、バイロラ、マホオクメ、オベチェ、アカジョ、ホワイトラワン、シポ、リ、ホワイトラワン	ッドメランチ、ライトレッドメなくとも一の外面の単板がダー同号の二の口に掲げるもののう敗務省令で定めるものにあって	才務省合で至り.b コンこうつ物品(少なくとも一の外面の移率表第匹匹一二・三一号に	省略)	を原産地とするもの	号に掲げる物品であつて、カもの及び関税率表第四四一〇	はやすりげる物品	の 一	を原産地とするもの	うごらって、ニュージーすりがけを超える加工を物品のうち加工してない
				•						
			— <u>=</u> +	三十			九	<u> </u>		八
								+		
			F	同				十同		
			后 上							

_																	
三四十	二四十~	七三十			六 三 十		五.	三十	四	三十		=	三十	二三十			
欧州連合協定	省			:	及び先進的協定 環太平洋包括的		及び先進的協定	太平洋		(省略)		及び先進的協定	太平洋包	(省略)			
がされるものおされるものまで、一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一				れるもの	ち令和四年四月一日以後に輸入申告課税価格が基準価格未満の豚肉のう	を原産地とするもの	る物品であつて、ニュージーラン	関税率表第四		(省略)	するもの	つ あつて、カナダを原産	税率表第四四一二・	(省略)		とするもの	掲げる物品であつて、ベトナムを原 及び第四四一二・三九号の二の口に
三四十	二四十~	七三~十			六 三 十		五.	三十	四	三十		=	三十	二 三 十			
同	Ē	司			同			同		同			同	同			
上		Ŀ.			上			上		上			上	上			
起算して四年を経過した日以後にち欧州連合協定発効年度の初日か課税価格が基準価格未満の豚肉の		司 上	過した日以後に輸入申告がされる	年度の初日から起算して四年を	ち環太平洋包括的及び先進的協定発 課税価格が基準価格未満の豚肉のう	ンド発効日以後に輸入申告がされるを原産地とするもの(ニュージーラ	物品であつて、ニュージーラン	関税率表第四四一二・三九号に掲げ		同上	申告がされるものに限る。) するもの(オブタ発効目以後に軸入) ^ / / / ※	税率表第四四一二・三九号に掲	同上	()) 後に輸入申告がされるものに限る。	地とするもの(ベトナム発効日	掲げる物品であつて、ベトナムを原 及び第四四一二・三九号の二の口に

	五.十	九四 四四十~十
協定	アメリカ合衆国	(省 略)
がされるものち令和四年四月一日以後に輸入申告	課税価格が基準価格未満の豚肉のう	(省 略)

		•		
	五. 十	九四十~	一四四十	
	同	F	ī	
	上	١	Ŀ	
に輸入申告がされるものから起算して三年を経過した日	ちアメリカ合衆国協定発効年度の初課税価格が基準価格未満の豚肉のう	F L		入申告がされるもの

	第一の番号 暫定法別表 表(第一条、	
「税分 ミ かを か を で で で で で で で で で で で で で で で で	第二条関係)	改
い以、組)なコ、味又を(ミさケーしバたの乾ーう下関成、いアナ料はし濃ルせフムたタも他燥ム	名	正
で 月 令 月 令 三 和 一 和 一 三 日 年 日 年 か 年 ま 三 ら 四	睛	案
重該得数乗六分無ち全当て一合脂に重該量全四一量物たをじ・の脂に重該得二に肪占量物と乳○三に品数加て五割乳占量物たを一分めの品し換ト三乗のをえ得九合固めの品数乗五のるうの、算ン、じ全当てたをに形るうのにじ・割乳ち全当数(九	数量	
	第一の番号 暫定法別表 第一条、	
同 上	第二条関係)	現
	名	
ま 三 ら 四 で 月 令 月 元 二 二 日 日 年 一 二 日 年 の 二 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	期間	行
同	数	
<u>_</u>		

																				九〇	二一〇六・		二一〇六・			<u> </u>		九〇	一九〇一•
粉状、粒状その他の	ものに限る	重量の三〇	燥状態に	分の含有量	ミルクの天)を除くも	以下のもの	%を紹	の含有量が	食用脂(関	当するもの	〇六項以外	品(関税率表第二一)並びに調	以上のもの	いて全重量	合計が乾燥	の組成分の	製品(ミル	マテをもと	、コーヒー	上のものに	て全重量の三〇	計が乾燥状態に	組成分の含有量	品(ミルク	での物品の調製	ら第〇四・〇四) 第〇四・〇一
令和二年四																													
七四、九七																												とする。)	て得た数量
同																													
上																													
同																													
上																													
平成三																													
年																													
同上																													

	〇 〇 〇 四 〇 四 ・	九 〇 一 四 〇 二	二〇一〇 一四〇四 〇 二 :	二〇二〇一九四一四〇二・
イのうち無機質を濃ホエイ及び調製ホエ	エイ 無機質を濃縮したホ	(濃縮又は乾燥をしたものに限るものに限るものと 他の固形状のもの以 他の固形状のもの以 ががもので、砂糖そ がないものに限るものと でないものに限るものと	もの の他の甘味 をし又は で、 をして で に 限る に 限る に 限る に 限る に 限る に 限る に の に 限る に れ の に れ の に れ の に れ の に れ の に れ の に れ の に れ の に れ の に れ の に の に	周形状のミルク及び りのうち学校等給食 がえたものに限る。 がったものに限る。 がったものに限る。
月一日から	で 月 和 三 日 日 ま 日 ま 日 ま り 四 二 日 ま の 日 三 日 年 日 三 日 ま り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り	で 月 7 月 7 月 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	で 月 月 一 月 一 日 日 三 一 日 ま 二 日 ま 三 二 日 ま 三 二 日 ま ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	で 月 一 月 三 一 日 ま 日 ま 月 一 日 ま り り り り り り り り り り り り り り り り り り
〇 四 ト 五 ン 〇	○ト四、○○	トー ン 、 五 〇	ト七、 ン 二六 四	三 ト ン
	同	司	同	
	上	上	上	
同	同	同	同	
上	上	上	上	
四月成三日か年	まで 三月三一日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ま 三 月 月 三 一 日 日 日 年 十 日 日 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	平 四 三 三 月 三 日 日 日 日 日 日 日 日	まで 三 月 三 月 三 一 日 日 年 か 二 日 日 か 1 日 り 日 り り り り り り り り り り り り り り り り
同上	十 画	同上	同上	

○三○三○一○ 七三七二七○七 一	九〇四〇一〇 四〇四〇四〇六 六 六	九〇一〇〇四〇四〇五五・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	九〇一〇〇四〇四〇四〇四	
、ひよこ豆、緑豆及 のとし、皮を除いて のとし、皮を除いて のとし、皮を除いて のとものに限るも のとないか又は割	チーズ及びカードのの原料として使用するもの	ーその他の油脂	用するものというの。現が出の調製粉乳又は調制を状乳の製造に使製液状乳の製造に使用の調製粉乳又は調料が見ないのである。	用するもので、関税ので、関税ので、関税ので、関税ので、関税のので、関税ののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでののでのので
で 月 一 月 一 日 二 日 日 年 二 日 年 二 日 ま 二 日 ま 二 日 ま ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	で 月一日から 月二日から 日本三 日本三 日本三	で 月 一 日 三 一 日 ま 三 一 日 ま 三 一 日 ま 二 日 ま 二 日 ま り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	で 月 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 ま 二 日 日 ま ま ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	で 月 三 一 日 ま 三 日 ま 三 二 日 ま 三 二 日 ま 三 1 ま 1 ま 1 ま 1 ま 1 ま 1 ま 1 ま 1 ま 1 ま
00トン	○ 四トン 一	五 八 一 ト ン	〇 元 五 、 〇 〇	
同	同	同	同	
上	上	上	上	
印	同	同	同	
上	上	上	上	
まで 月 四 平 成 月 一 日 か 年	平 四 四 月 三 月 三 一 日 日 日 日 年	まで平成三一日三月三一日日	平成三 四月 三月 三 月 三 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
日上	四六、 〇トン 二〇	日上	日上	
		•		

			九 一 〇 〇 五 ·	九〇六〇	〇三〇三 七五七四 三 三 ·
その他のもの	するもの素留酒の製造に使用オルアルコール又はしている。	に供するものや第三条に規定する関税暫定措置法施行とうもろこしのうち	造に使用するものとうもろこしのうち		びひら豆以外のもの
で 月一日から 月三一日ま 月三十日ま	三和一和一号におり	で 月 一 月 一 日 二 一 日 二 二 日 二 二 日 ま 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	で 月 一 月 一 日 三 一 日 ま 二 日 ま 二 日 ま 二 日 ま 二 日 ま 二 日 ま り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り		
〇 ト ン 八	00トン 六	〇〇トン 二 二	ン ` 四 四 一 九 五		
				<u> </u>	
			日上		
司上	同上	日上	日上		
	上				

	九一二一二一一一一一 〇九〇九〇一九一四一三一二一 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 一 一 八 八 八 八	 0-0- 0 t t
よる調理をしてないものその他の加熱に落花生(煎つてない	でん粉 (小麦でん粉 (小麦でん粉 (小麦でん粉 (小麦でん粉 (小麦でん粉 (小麦でん粉 (小麦でん粉 (小麦でん粉 の (小麦でん粉 の) を割りしたもの、 これらのものはでん粉のはでん粉のはでんかが、 大麦 はでんりに、 大力 はでんり でんか でんか でんか でんか ない かん はん ない)ないかを問わない。
令和三年三年三年	で 月 元 元 日 日 二 日 年 よ 三 日 二 日 年 よ ら 四	同月 日 年 九 月 一 日 か ら 三 三
さみ換算数	〇 〇 五 ト ン 〇	〇 〇 ト ン 八 八 八 八
同	同	同
上	上	上
同	同	同
上	上	上
ら令 用 正 成 元 日 か 年	ま 三 月 元 二 日 日 日 日 元 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ま 三月 三月 三 三 三 日 日 日 日 日 日 日
日上	同 上	〇 〇 円 ト 二 、 九

二一 〇八 〇 六	九 一 九 二 一 二 ·	四 — 四 二 二 — ○ 二
量が二キログラムを 大次は棒状のもので 大次で液状、ペースト がっちので、 正味重 が二キログラムを が二キログラムを が二キログラムを が二キログラムを	。) 状にしたものである 状にしたものである かないかを問わない かない	い。) 、 殻を除いてあるかないかを問わないかとは割つてあるかないかを問わない。
で 月 令 月 和 三 日 日 年 日 ま 三 い ら の 日 日 り 日 日 日 日 日 日 日 り 日 り ら り ら り ら り ら	で 月 日 和 日 二 日 年 か 日 ま 三 り 日 二 日 ち り 日 り 日 り 日 り 日 り り り り り り り り り り	で 月 二 日 ま
ト ン 五 〇 〇	と算そ六荒一ン・は生数(荒六 すすれ一粉ン、五荒一と換 る。もれン・は精ト〇ン 。 の換に七、粉ト〇ン	と 算 五 も の
同	同	
上	上	
司	同	
上	上	
ま 三 月 月 三 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	世 三 三 月 三 月 三 一 日 日 日 日 年 十 日 年 十 日 年 十 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	までまで
○ トン ○ ○ ○	日上	

	九二〇一〇六	<u>-</u>	二 〇 〇 八 ·	
食用脂の うし しゅう の 含有量が しょう の 項の もの の 項の もの の 項 の の 項 の の 項 しょう かん の 項 の の の の の の の の の の の の の の の の の	· 〇 五 項 ・ 〇 五 項	し、破砕しいない。 はないでのものものものものもののもののもののもののもののもののもののの。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	トマトヒニーレー及びトマトペーストの 製造に使用 するもの まきに使用 するもの まきに使用 かんしょうち かんしゅう かんしゃん かんしゅう かんしゅん かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんし	を加えたものを を加えたものを でからち、チ でからり、チ でからり、チ
令 和 二 年 四	月一日から	三和一一日日年か	令で月令月和三日五二日年日まこ] - - -
七、四二七	〇 一 ト 一 ン 、 五 五	〇 ト ン		
				,
	上			
同	同		司]
上	上		上上	
平 成 三 一 年 年	四 月 成 三 一 日 か 年	— <u>—</u> #	平 まで 三 月 三 月 三 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 二 一 日 二 一 日 二 一 日 二 一 日 二 一 日 に 五 二 日 日 に 五 二 日 日 に 五 二 日 に 日 に に に に に に に に に に に に に	-
同 上	日上	ン	三八、トナイン	`

-				
九四九四九九一二一一〇	L四一四一四一 一九一二一一 〇 〇 〇 七 七 七			
にしたものでたものでの ひなめした もの 及びなめ した 皮の のの	ながなかい。)であるない。)になめしを含れてない。、クロムなめしを含むいいのかられい。)	してあるかないが又はスプルが又はスプルが又はスプルであるかなった。	をの漬び原)の水し保け塩皮又項牛	の他のもの
			で 月 7 月 7 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	で 月 三 一 日 ま 日 ま 日 ま り の 日 三 日 ま り り り り り り り り り り り り り り り り り り
			ートル 〇〇平方メ 二一回、〇	トン
			同	
			上	
			司	
			上	
			まで 月 月 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	まで 三月 三月 三 一日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
			上 三	

した馬	外のものしたも	うち、染着色	において同じ。	を除く。以下こ	第四一・一四項	を問わず、関税	トしてあるかな	ものとし、スプ	ていないものに	く。)で、毛が	上げをしたもの	の(パーチメン	超える加工をし	トにした後これ	なめした又はク	は馬類の動物の	を除く。)及び	クロムなめしの	たもの以外のも)のうち、染着	の項において同	を問わない。以	トしてあるかな	ものとし、スプ	ていないもの	ておらず、毛が	らを超える加工
令 月 令 和 三 年 三																											
方メートル																											
同																											
上																											
ら 四 平																											
ら令和二年 四年																											
同上																											

		_
五.	- 四〇四二四三四 ○ - ○ - 二 - ○ ○ ○	
•	O O 三 二 六 五 ・ ・ ・	
繭(繰糸に適するも	羊及びクラストにしたを を皮びクラストにしたといって、これらを をして、のないで、これらを にしたといったといった。 が、一が、一が、一が、一が、一がでで、これらでで、これらいで、これらを にしたとし、かないがでしてが、これらを にしたといったといっかがでしてが、これらを が、一が、一が、一が、でででででででででででででででででででででででででででで	のとは模様付けしたも本のうち、染着色し牛又は馬類の動物の
令和二年四	で 月 令 月 令 三 和 一 和 一 三 日 二 日 年 か 年 ま 三 ら 四	で月三一日ま
七九八トン	方 、一 メ 〇 〇 ト 〇 七 ル 平 〇	
同	同	
上	上	
同	同	
上 	E.	
平成三一年	ま 三 ら 四 平 で 月 令 月 成 三 和 一 三 一 日 年 か 年	三月三一日
同上	上	

六四〇五・	<u> </u>	六四〇五・	$\frac{\vec{-}}{\vec{\circ}}$	六四〇四・									五.	六四〇三・		六四〇三・	<u></u>	六四〇三・					0	五〇〇二・	0
のに限	部に革を使用し	にあつては、甲	製のもの以外の	くものとし、甲	の及びスリッパ	する用途に供す	用その他これら	もの、体操用、	もの(スポーツ	もので本底が革	並びにこれら以	毛皮を使用した	革製のもの及び	限る。) のうち	ンレザー製のも	製又はコンポジ	プラスチ	物(本底				のものを除く。	限るものとし、	(よつてないも	に限る。)及び
														で	三日	和三年	一 日 か	和二年				で	三一月	和三年	日
																足	()	()	_	するも	トンに	生糸○	トン	量	(生糸換算
																		同							
																		上							
																		同							
																		上							
														まで	三月三一日	ら令和二年	四月一日か	平成三一年				まで	三月三一日	ら令和二年	匹月一日か
																		同上							
	四〇五・ものに限	四○五・ ものに限る。)一部に革を使用し	四〇五・ ものに限る。) 四〇五・ のにあつては、甲	四○五・古のに限る。)本製のもの以外の	四〇五・ ものに限る。) 四〇五・ のにあつては、甲 一部に革を使用し のしたのとし、甲	四〇五・ ものに限る。) 四〇五・ のにあつては、甲 一部に革を使用し ののみびスリッパ	四〇四・ 世〇四・ 四〇五・ 四〇五・ 一部に革を使用し 一部に革を使用し 一部に革を使用し	四〇四・技用その他これら四〇四・なの及びスリッパ四〇五・本製のものとし、甲一部に革を使用し一部に革を使用し	四〇三・ 四〇四・ 数する用途に供す 四〇四・ 類する用途に供す を製のものとし、甲 でいるのでは、甲 一部に革を使用し 一部に革を使用し	四〇三・ のもの、体操用、四〇三・ のもの、体操用、四〇三・ がくものとし、甲四〇四・ にあつては、甲	四〇三・ のもの(スポーツ 四〇三・ のもの(スポーツ 四〇四・ 類する用途に供す もの及びスリッパ をくものとし、甲 一部に革を使用し 一部に革を使用し 一部に革を使用し	四〇三・ のもので本底が革 四〇三・ のもの、体操用、 四〇三・ のもの、体操用、 四〇四・ 類する用途に供す もの及びスリッパ を製のものとし、甲 一部に革を使用し 一部に革を使用し 一部に革を使用し	四〇三・ に毛皮を使用した のにあつては、甲四〇五・ のにあつては、甲四〇五・ のにあつては、甲四〇五・ のにあつては、甲二〇 五・ のにあつては、甲二〇 二・ に毛皮を使用した	四〇三・ に毛皮を使用した のもので本底が革	四〇三・ に限る。)のうち甲 で	○ ヨンレザー製のもの 月三一日ま ロ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	四○三・	○	四○三・	四〇三・ 履物(本底がゴム製 令和二年四 一二、〇一 一 一 一	四〇三・ マッカー で	四〇三・	四○三・	○ に限るものとし、野 月三一日ま 繭一トンは	○○二・ 糸 (よつてないもの (本) (**) (*

 \bigcirc 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令 (昭和五十二年政令第二百二十号) (傍線部分は改正部分)(第七条関係)

(輸出入等関連業務の範囲) (特別、次に掲げる業務とする。 (一人今、第一一号、第二一号、第二一号、第二一号、第二一号の二、第二一号の二、第二一号の二、第二一号の二、第二一号の二、第二一号の二、第二一号の二、第二一号の二、第二一号の二、第二十十年法律第百四十九号、第二一号の二、第二十十号の三、第二十号の三十号の三、第二十	改正案
(輸出入等関連業務の範囲) 第一条 同 上 一 同 上 二 司 上 3 第三二号、第二一号の五、第二五号、第一六号、第三七号、第二九号の五、第二九号の二、第四五号、第四六号、第三七号、第五一号の三まで、第二七号、第五一号の二まで、第二七号、第五一号の二まで、第十一号の三まで、第十二号の四、第七四号、第七一号から第七一号の三まで、第十二号の四、第七 四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諸否の応答	現行

	九 四八~八	七 -	<u>-</u>	別表 (第	2 ~ 三 7 ~ 九	申条法実請第律施
地位協定特例法第五条第一項ただし書(入出港手続の地位協定特例法第五条第一項に規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出を除)の規定による関税法第十五条第一項及び第十一	(省略)	関税法附則第七項の規定による書面の提出		一条、第三条、第四条関係) 続	(省 略) (省 略)	若一第に
	九四		七二	別表 第	2 \$\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	
九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する法律(昭和二十七年法律第百の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。)及び同法第十七条第一項に規定する入港届の提出(同条第一で規定する出港届の提出(公用船に係るものに限る。)又は地位協定特例法第五条第三項の規定による関税に名表若しくは乗組員氏名表の提出(公用船に係るものに限る。)のに限る。)	上		日上	号 手 続 続 続 続 一条、第三条、第四条関係)	同 上九 同 上	

地位協定特例法施行令第四条第三項の規定による製品検地位協定特例法施行令第五条(免税物品の滅失の承認地位協定特例法施行令第五条(免税物品の滅失の承認地位協定特例法施行令第七条第一項(手入等のための制定による船荷証券の提示又は書類の提出出並びに同条第二項の規定による申請書の提出出並びに同条第二項の規定による契約書の写し又は書類及び図面の添付の規定による契約書の写し又は書類及び図面の添付。	法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十七年政)の規定による証明書の提出又は契約書の写し若しくよる証明書の添付 とん税等の免除手続)の規定による証明書の添付 は書類の添付 は書類の添付 とん税等の免除手続)の規定には書類の添付 に関する法律施行令(昭和二十七年政法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十七年政法等の臨時特別に関する法律施行令(昭和二十七年政法等の監事をの地位に関する法律を表表を言する。	地位協定特例法第十一条第一項(関税免除物品の譲受の制限)の規定による申告 一日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 一世位協定特例法第十二条第一項(免税物品の譲受の 一世位協定特例法第十二条第一項(規税免除物品の譲受の
	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保 開定による証明書の提出又は契約書の写し若しくは書 「一、 は等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十七年政 「一、 はる合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税 「一、 はる合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税 「一、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	

_ _ _ _	_ _ _ _				一 一 一 一 り 九
例船では規位行法荷準書定協令施証期類に定第	二項の規定による証明書の添付続)において準用する地位協定特例法施行令第二条第特例法施行令」という。)第二条(とん税等の免除手、「昭和二十九年政令第百二十八号。以下「国連軍協定」実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令実施に出いる国際連合の軍隊の地位に関する協定の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の	される関税法第六十七条の規定による申告する地位協定特例法第十二条第一項の規定によによる申告又は国連軍協定特例法第四条におい	条において準用する地位協定特例法第十一条第一項の若しくは乗組員氏名表の提出、国連軍協定特例法第四地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表届の提出、国連軍協定特例法第四条において準用するを含む。)並びに同法第十七条第一項に規定する出港	のを記規 田川 田川 田川 田 現 に に に し	国連軍協定特例法第四条(関税法等の特例)において受手続)の規定による契約書又は書類の添付地位協定特例法施行令第十三条第二項(免税物品の譲地位協定特例法施行令第九条(製品等の搬出入の届出査書の添付
					0
		乗組員氏名表の提出(船舶に係るものに限る。) 特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは時特例に関する法律第四条において準用する地位協定	軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨に係るものに限る。)又は日本国における国際連合ののうち積荷に関するものを記載した書面を含む。)及本属の提出(同条第一項の規定により報告すべき事項	法位九の	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の

	-		_
	<u>ш</u>		
		±71	7
	外国		る地
出	為	書	位
入	替双	若	協
の	及び	<	協定特
規	外	は	例法:
	国	書粗	法按
よ	見易	\mathcal{O}	施行
るア	法	添仕	令
出出	第十	111	第十
	九		行令第十三
	条		条
	弗 二		第一
	項		項
	⊕		の規
	払		定
	手叽		に
	段等		よる
	ı		
	<u> </u>		
	<u> </u>		
	一〇二		
	一〇二同上		
	定による届	輸出入)の規定による届出国為替及び外国貿易法第十九条第三項(支	の輸出入)の規定による届出の輸出入)の規定による届出外国為替及び外国貿易法第十九条第三項(支払手段契約書若しくは書類の添付